令和８年度前期　愛知県技術顕彰申請について

工務部

１．愛知県技術顕彰について

県内高等学校、特別支援学校の高等部に在学する生徒を対象に、一定基準を満たした生徒が県知事からの表彰を受ける制度です。申請は前期、後期、追加の年３回です。ただし追加申請は３年生のみです。

２．申請の条件

顕彰制度該当種目一覧に定められた資格等で次のいずれかに該当すること。

・30000 番台（３点）を１つ取得
・20000 番台（２点）を２つ取得
・20000 番台（２点）を１つと 10000 番台（１点）を１つ取得
・10000 番台（１点）を３つ取得

顕彰制度該当種目一覧は、２棟１階中央階段横掲示板、電気科職員室手前の工務部カウンターの掲示板に掲示

３．申請方法及び注意事項

（１）申請方法

該当の生徒は、電気科職員室手前の工務部カウンターに置いてある顕彰申請書（様式１）に記入し、資格免許証及び合格証書のコピー添えて、提出すること。

※教室に掲示してある記入例等をよく読んで記入すること。

（２）記入上の注意

申請書（様式１）に記入するときはボールペンを使用すること。間違えた場合は、書き直すこと。

（修正液での修正や消せるボールペン不可）

（３）資格の免許証及び合格証書等のコピーについて

Ａ４用紙にコピーし、（拡大はしない。）余白部分に生徒番号を記入すること。

（Ａ４サイズ以上は、Ａ４に縮小）

（４）その他

氏名の漢字については、機械処理の都合により常用漢字を使用する場合があります。

４．申請書受付日

※受付日は、この２日間です。

６月３日（水）１６：００～１６：３０まで

６月４日（木）１６：００～１６：３０まで

受付場所：視聴覚教室